

「幸せ応援ネットワーク・百人の親子と知り合い、支え合おう」がまちで」を合言葉に、手稲区では172人の民生委員・児童委員があなたの暮らしを応援しています。こちらでは、創設から90周年を迎えた民生委員・児童委員制度についてご紹介します。

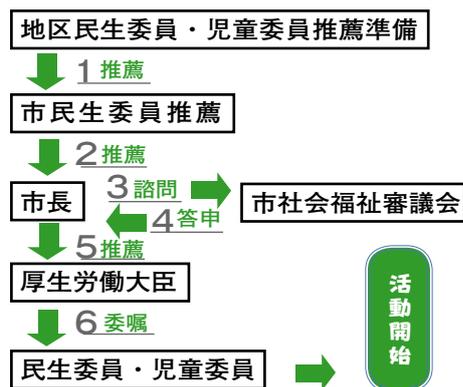
地域には必ず担当の民生委員・児童委員がいます

民生委員は児童委員を兼務し、「高齢者福祉」「児童福祉」「障がい者福祉」などの相談や調査、情報提供などのボランティア活動を行っています。

民生委員・児童委員の委嘱

地域の推薦を受けて、札幌市の民生委員推薦会、社会福祉審議会で候補者を決め、厚生労働大臣から委嘱された方が民生委員・児童委員になります。

民生委員・児童委員委嘱までの流れ



主任児童委員もいます

民生委員・児童委員の中には、地域の子どもたちが健やかに育つためのお手伝いを専門に行う14人の「主任児童委員」がいます。

- 《活動内容》
- ① いじめ・不登校問題の相談
 - ② 児童虐待の早期発見・対応
 - ③ 学校や児童相談所など関係機関との連携
 - ④ 民生委員・児童委員への協力

児童委員 民生委員

ご存じですか？

民生委員・児童委員の証

民生委員・児童委員には、それぞれ身分証・バッジ・門標が渡され、門標は自宅の玄関に掲示し、身分証・バッジは常に携帯しています。

